

## 東松山市税条例の改正概要

【平成28年6月】

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

### 1 法人市民税法人税割の税率改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化とすることに併せて、法人住民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、法人市民税法人税割の税率を次のとおり改正しました。また、中小法人の負担軽減、事業活動規模に応じた税負担及び安定した税収の確保を図るため、現行の均一課税を不均一課税に改正しました。

改正案	不均一課税
	資本金等の額が1億円超の法人又は法人税額が年400万円を超える法人 8.4%
	資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年400万円以下の法人 6.0%
現行	均一課税
	10.6%

#### 【参考】

法人税割の税率	改正後		改正前	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
	6.0%	8.4%	9.7%	12.1%

【施行日：平成29年4月1日】

### 2 軽自動車税における環境性能割の創設

#### (1) 納税義務者等

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、主たる定置場の所在地において課税することについて規定しました。

【施行日：平成29年4月1日】

#### (2) 課税標準

環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得価額とすることについて規定しました。

【施行日：平成29年4月1日】

(3) 税率

環境性能割の税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とし、軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限とすることについて規定しました。

【施行日：平成29年4月1日】

(4) 徴収の方法

環境性能割の徴収方法は、申告納付とすることについて規定しました。

【施行日：平成29年4月1日】

3 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みを導入しました（地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限、下限の範囲内において条例で決定できるようにしました。）。

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例

- ・太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）及び風力発電設備  
（課税標準の軽減率：2/3を参酌し、1/2以上5/6以下）  
※条例で定める割合は、2/3としました。
- ・水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備  
（課税標準の軽減率：1/2を参酌し、1/3以上2/3以下）  
※条例で定める割合は、1/2としました。

(2) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例

- （課税標準の軽減率：4/5を参酌し、7/10以上9/10以下）  
※条例で定める割合は、4/5としました。

(3) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例

- （課税標準の軽減率：1/2を参酌し、1/3以上2/3以下）  
※条例で定める割合は、1/2としました。

【施行日：平成28年6月27日】